7　一般送配電事業者は、原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の予測値により算定しなければならない。

8　一般送配電事業者は、送配電関連需要種別原価等と前項の規定により算定した原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入を整理し、様式第八により、送配電関連需要種別原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

第二十六条　法第十八条第一項の規定により託送供給等約款で設定した基準託送供給料金を一部の期間原価等項目、連系設備特別報酬額若しくは内部留保相当額控除額の変動額又は還元額の増加額を基に引き下げようとする事業者にあっては、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額又は当該増加額を基に基準託送供給料金を算定することができる。ただし、当該変動額の合計額が零を上回る場合にあっては、その算定をすることができない。

2　第三条から前条までの規定は、基準託送供給料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	必要である	変動する	
第三条	原価等	変分届出原価等	
第四条第一項	法人税等	法人税等のうち額が変動するもの	
第四条第三項及び第四項、第五条第三項第四号並びに第八条第一項	営業費項目	変分営業費項目	
第四条第四項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで並びに第五条第三項第一号及び第三号から第五号まで	算定した額	算定した変動額	
第四条第四項第二号及び第五条第三項第二号	得た額	得た変動額	
第四条第四項第五号	額	変動額	
第五条第二項	繰延償却資産	繰延償却資産のうち額が変動するもの	
第五条第二項及び第三項	レートベース	変分レートベース	
第五条第三項第四号	法人税等	法人税等のうち額が変動するものの変動額	
第五条第三項第四号及び第四項並びに第八条第一項	控除収益項目	変分控除収益項目	
第六条第一項	、追加事業報酬	、追加事業報酬（額が変動する場合に限る。）	
第六条第二項並びに第二十条第一項及び第四項	追加事業報酬	追加事業報酬（額が変動する場合に限る。）	
第六条第二項	連系設備特別報酬額	連系設備特別報酬額（額が変動する場合に限る。）	
	還元額	還元額（額が増加する場合に限る。）	

	内部留保相当額控除額	内部留保相当額控除額（額が変動する場合に限る。）
第六条第三項	同じ。	同じ。（額が変動する場合に限る。）の変動額
第六条第四項	連系設備特別報酬対象額	連系設備特別報酬対象額（額が変動する場合に限る。）の増加額
第六条第五項	定める額	定める額（額が増加する場合に限る。）の増加額
第七条第一項及び第二十一条第一項	預金利息	預金利息のうち額が変動するもの
第七条第四項	算定した額	算定した変動額
第八条第一項、第九条第三項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項各号列記以外の部分及び第二十二条第一項各号列記以外の部分	期間原価等項目	変分期間原価等項目
第八条第一項	法人税等並びに電気事業報酬	法人税等並びに電気事業報酬のうち額が変動するもの
第八条第一項、第二項及び第四項、第九条第一項各号及び第三項、第十条並びに第十一条第一項	基礎原価等項目	変分基礎原価等項目
第九条第四項、第十条及び第十一条第一項	購入販売送電項目	変分購入販売送電項目
第十一条第一項第一号	電気事業報酬（環境対策費を除く。）	電気事業報酬（環境対策費を除く。）のうち額が変動するもの
第十一条第一項第三号	電気事業報酬（環境対策費に限る。）	電気事業報酬（環境対策費に限る。）のうち額が変動するもの
第十四条第一項	電源開発促進税	電源開発促進税（額が変動する場合に限る。）
第十五条第一項	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分のうち額が変動するもの
第十六条第一項	事業者間精算収益	事業者間精算収益のうち額が変動するもの
第十七条第一項	振替損失調整額	振替損失調整額（額が変動する場合に限る。）の変動額